

喫煙者を不採用として してもよいか

注目トピックス

01 | 喫煙者を不採用としてもよいか

喫煙者に対する風当たりが強くなっています。近年では喫煙者を採用しないことを表明している企業もありますが、法律的に問題はないのでしょうか。

非喫煙によるメリットの例として以下を上げます。

1. 作業効率向上

血液中のニコチン含有量減少による集中力低下は中毒症状であり、喫煙はスタッフの能力を低下させる

2. 施設効率向上

リゾート事業において、スタッフのための分煙スペースを作るくらいなら顧客へのサービスにあてるべき

3. 非喫煙者との公平性保持

喫煙者のみに頻繁な休憩が認められるのは不公平

喫煙者を減らすことが会社にどのようなメリット・デメリットを与えるのでしょうか。

話題のビジネス書をナメ読み

02 | 100%好かれる1%の習慣(ダイヤモンド社)

人間関係が豊かな人と、そうでない人。その差はたった1%の習慣を身につけるか否かだと著者は述べます。人と接することに悩んでいる人や、もっと人間関係を増やしていきたいと考えている人には、読みやすく考えさせられる一冊です。



社会保険労務士法人 未来経営より

03 | お問い合わせについて

04 | 近況報告

経営診断ツール

05 | 喫煙者に関するチェックシート

喫煙者を不採用としてもよいか

近年では喫煙者を採用しないことを表明している企業もありますが、法的に問題はないのでしょうか。

はじめに

厚生労働省統計調査によると、平成24年の喫煙率は男性34.1%・女性9.9%。平成元年の55.3%・9.4%と比べ減少傾向が見られます。このような流れの中、星野リゾートグループでは「喫煙者を採用しないこと」を表明し話題になりました。会社は個人の嗜好である喫煙行為をどこまで制限できるのでしょうか。喫煙者を減らすことが会社にどのようなメリット・デメリットを与えるのでしょうか。

【採用時】

喫煙者採用拒否は原則違法ではない

喫煙の有無による採用拒否をすることは原則として違法とはならないといわれています。企業には広く「経済活動の自由(憲法22条および29条)」が認められており、一度採用すると解雇が難しい日本の雇用環境において、**採用の自由**は企業の人事権のなかでも特別に自由度が高い傾向があります。

【就業中の労働者に対する禁煙命令】

既に採用し勤めている労働者については、労働時間中であるか否かによって禁煙命令の正当性が異なります。まず、労働時間中については、労働者は「仕事に専念する義務」を負っていますので、喫煙により業務を中断する「私的行動」を禁止しても問題ないでしょう。

一方で休憩時間中の喫煙については、労基法で「休憩は自由に利用させなければならない」と定めてあるため、禁煙命令は原則としてこの自由利用に反します。ただし、企業には「労働者の安全に配慮する義務」も課せられており、**最近の世の中の流れから受動喫煙の対策(つまりタバコを吸わない人の健康に配慮すること)もこの安全配慮義務の一つとみられることがあります。**愛煙家にとってはますます肩身が狭くなりますが、実際に受動喫煙防止対策を講じなかったことで損害賠償を請求されたケースもあります。

「非喫煙企業」にすることの メリット・デメリット

前述の星野リゾートグループでは、喫煙者を採用しない理由を「競争力向上のため」と明言し、非喫煙によるメリットとして以下の3つを上げています。

1. **作業効率向上**
血液中のニコチン含有量減少による集中力低下は中毒症状であり、喫煙はスタッフの能力を低下させる
2. **施設効率向上**
リゾート事業において、スタッフのための分煙スペースを作るくらいなら顧客へのサービスにあてるべき
3. **非喫煙者との公平性保持**
喫煙者のみに頻繁な休憩が認められるのは不公平

また、企業イメージ保持の面でもメリットがあります。健康増進を売りにしている企業の社員がヘビースモーカーでは、営業上の説得力に欠けるでしょう。マッサージや美容業務など顧客と直に触れるサービス形態においては、タバコの臭いが顧客を不快にさせる可能性があります。

喫煙を認めるメリット

一方で、喫煙スペースがスタッフの憩いの場として機能しており、喫煙がスタッフ間のコミュニケーション円滑化に役立っている場合もあります。喫煙スペースでは上下関係の緊張感が緩み、普段話することがない上司や部下と、気楽に情報交換できることで新たなアイデアが浮かぶこともあるでしょう。

自社のスタッフの喫煙状況を振り返って、喫煙文化に対しての企業のスタンスを検討してみてもいいかがでしょうか。



100%好かれる 1%の習慣

松澤萬紀 著

単行本：239 ページ

出版：ダイヤモンド社

価格：1,400 円（税抜）

はじめに

ANA の客室乗務員(以下 CA)として 12 年間空を飛び、退職するまで 500 万人以上のお客様の対応をした中で「人の思いや気持ち(内面)は、日常の行動(外面)にあられる」ことを学んだと著者は始めます。

CA として接した多くのお客様の中で「とても良い人だ」と記憶に残る人の共通した点は「相手はどう思うか」「なにをすれば相手が喜んでくれるのか」を察する相手を気遣う心があることだそうです。

それを言葉と行動にする習慣を持っている人はほぼ 100%に近い確率で、どのような人からも好かれるということです。しかし、その気遣いの習慣を持っている人はわずかに「1%」だけです。

人間関係が豊かな人と、そうでない人の差はたった 1%の習慣を身につけるか否かだと著者は述べます。

相手を気遣う心

著者が CA から「マナー講師」になり、マナー研修を行うとき、はじめに「マナーは所作ではなく、相手を気遣う心が大切である」ことを伝えたと述べます。

「所作を覚えることはとても大事だが「相手を気遣う心」が伴っていなければ、それは「見せかけ」に過ぎない。そしてそれは長い時間をかけて習慣づけなければならない」と続けます。

「毎日元気であいさつをする。両手を添えてドアをしめる。このような習慣を延々と長い時間積み上げてきたからこそ「あの人は仕事ができる人・あの人は丁寧な人」という印象を相手に与えることができる」と著者は述べます。

ちょっとした行動

では、具体的にどのような習慣がその 1%なのでしょう。著者が列挙している例の一部は次のようなことです。どれも特別耳新しいこと・難しそうなことではありません。ただ「**それを行っているか・習慣づけられているか**」です。

- メールではなく 5 分でも会いに行くことができるか
- スピード解決を意識して、すぐに行動に移せるか
- 相手が話す割合を「8」に、自分の話す割合を「2」にすることができるか
- 相手の良いところや優れているところに目を向けて、素直な気持ちで褒めているか
- 常に元気な挨拶をしているか

相手ベクトル

「相手のため」と思ってとった言動が、実は「相手の迷惑になる」ことがあります。「自分ベクトル」で物事を考えて、自分のしたいことだけをしてしまい「相手はどう思うか」にまで気が回っていなかったからです。親切にしているつもりなのにどこかで境界線を越えてしまい「余計なおせっかい」になっていることもあります。

相手の表情や身振り手振りから**相手の求めるものを察知する力は人間関係の基本**だと著者は述べます。

著者が出会った数多くの有名人や著名人から学んだことが、本書にちりばめられています。うまく人と接することができないと悩んでいる方・もっと人間関係を増やしたいと考えている方など「人間関係の法則」を学んでみたいと感じている方にはお勧めしたい一冊です。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4 6 4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

スタッフよりあいさつ

未来経営の森井です。

2014 年が明け、既に2月に入りました。時が過ぎるのは早い早いとは言いますが、やはり紛れもなく早いです。

私にとっての新年の幕開け = 箱根駅伝なので、今年も例のごとく、さわやかに箱根路を駆け抜ける青年達の熱き戦いで素晴らしいスタートを切ることが出来ました。2 日間通して計 12 時間テレビを見続けても飽きない番組が箱根駅伝の他にあるでしょうかありません。(個人的に)

同じく駅伝好きの家族とテレビの前でやんや好き勝手言いながらおせちをつまんで酒を飲みつつ過ごす、ぐだぐだな正月が何だかんだ好きだったりします。



自社の喫煙状況を確認してみましょう

2014年版チェックシート

喫煙者に関するチェックシート

本チェックシートを利用して、自社の喫煙状況を確認してみましょう。
FAX かメールでお送りいただければ、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	喫煙者の比率はどのくらいですか? 約(%))		
2	喫煙状況としてあてはまるものにチェックをつけてください 従業員が就業時間中に持ち場を離れて喫煙している 従業員が休憩時間中に持ち場を離れて喫煙している 喫煙スペースは明確に分離されている 接客サービスの場で、たばこの臭いがクレームになったことがある 非喫煙者から喫煙について不満が出たことがある 喫煙スペースがコミュニケーション円滑化に役立っている側面がある		
3	分煙に関する設備を導入検討している		
4	禁煙について会社側から補助を検討している		
5	会社の取扱商品や社会に向けて発信している企業スタンスと喫煙がそぐわない		

FAX のご返送は **0263-32-7684** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書き下さい	